

「陸上自衛隊教材取扱要領」に関する通達

昭和37年 7月23日
陸幕発 5 第256号

改正	昭和53年 1月13日陸幕監理第 1号	平成18年 7月26日陸幕法第127号
	平成19年 3月28日陸幕法第61号	平成21年 2月 3日陸幕法第10号
	平成23年 3月18日陸幕教訓計第18号平	平成29年 3月24日陸幕教訓計第125号
	平成30年 7月 5日陸幕訓第106号	

陸上総隊司令官
各方面総監
各部隊長
各機関の長

殿

陸上幕僚長の命により
総務課長

(例規117)

「陸上自衛隊教材取扱要領」に関する通達
標記の件、別冊のとおり「陸上自衛隊教材取扱要領」を定めたので、今後
教材の取扱いはこの要領により実施されたい。

次の通達は廃止する。

教材取扱要領配布に関する通達 (33. 5. 26 陸幕発 5 第380号)

別冊

陸上自衛隊教材取扱要領

目次

第 1 章 総則 (第 1 条-第 6 条)
第 2 章 教材備付基準表 (第 7 条-第 1 0 条)
第 3 章 教材の取得及び整備 (第 1 1 条-第 1 4 条)
第 4 章 教材の使用 (第 1 5 条・第 1 6 条)
第 5 章 雑則 (第 1 7 条)

別 紙

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要領は陸上自衛隊 (自衛隊体育学校、自衛隊情報保全隊、自衛隊
中央病院及び自衛隊地方協力本部を含む。) における教材の取扱要領につい
て定めることを目的とする。

(適用)

第2条 教材の取扱いについて、この要領に示されていない事項については関係訓令、達等の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教材 教育訓練の成果を増大することを目的として取得された訓練用品(教範類、地図等を除く。)の総称をいう。
- (2) 基本教材 備付基準を陸上幕僚長が指定する教材をいう。
- (3) 補助教材 基本教材以外に、部隊等が自隊で整備する教材をいう。
- (4) 部隊等 自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第6条第1項に規定する単位の部隊(自衛隊情報保全隊を含む。)及び機関(自衛隊体育学校、自衛隊中央病院及び自衛隊地方協力本部を含む。)をいう。
- (5) 学校等 自衛隊法施行令第33条及び第33条の2に規定する学校、教育訓練研究本部、陸上自衛隊空挺教育隊、水陸機動教育隊及び方面混成団をいう。

(責任)

第4条 部隊等の長は、その職責に応じ常に教材の適切な取扱いについて指導監督しなければならない。

(教材の区分)

第5条 教材は、その取扱い上「基本教材」と「補助教材」とに区分する。

(計画)

第6条 教材整備に関する年度の計画は、業務計画の一環として作成する。

2 補助教材については、部隊等が計画的に整備する。

第2章 教材備付基準表

(基本教材備付基準表)

第7条 基本教材備付基準表(以下「基準表」という。)は、各部隊等に必要の基本教材を定めて、教材業務実施上の準拠とすることを目的とする。

(基準表の作成)

第8条 基準表は、「基本教材備付基準表(総隊・方面隊用)」、「基本教材備付基準表(大臣直轄部隊用)」及び「基本教材備付基準表(機関用)」からなるものとする。

2 基準表には次の事項を記載するものとする。

- (1) 品名(規格等)
- (2) 備付基準又は数量
- (3) 教材区分
- (4) 備考

3 陸上総隊司令官、方面総監及び学校等の長は、必要とする補助教材について、前条及び前項に準じて補助教材備付基準表を作成するものとする。ただし、教材目録をもってこれに替えることができる場合は、この限りでない。

(基準表の変更)

第9条 基準表は、編制装備、教育訓練基準の変更、新規教材の採用その他の

理由により必要ある場合は変更するものとする。

(申請)

第10条 部隊等の長は、教育訓練上の特別の事情により基本教材の品目又は備付基準等の変更を必要とする場合は、基本教材備付基準表変更申請書(別紙)にその理由を付し順序を経て陸上幕僚長(運用支援・訓練部長気付)に申請するものとする。

第3章 教材の取得・配分、整備等

(取得)

第11条 基本教材の初度取得は、陸上幕僚長の計画により行うものとし、じ後の取得については、基準表の教材区分に基づき行う。

2 補助教材の取得は、特に陸上幕僚長が取得する必要があると認められる場合を除いては、部隊等の長の計画により行うものとする。

(補助教材の作成)

第12条 部隊等の長は、消耗品等に軽易な加工を行いこれを教材として利用する等積極的な創意により自隊の教育訓練に必要な補助教材の作成に努めるものとする。

2 陸上幕僚長は、部隊等において補助教材の作成が困難で、特に必要と認められる場合は、その一部の教材を作成するものとする。

3 前項に規定する場合において、部隊等の長は、年度ごとに示す時期及び様式に基づき教材作成要望を作成し、順序を経て陸上幕僚長に申請するものとする。

(区分換及び管理換)

第13条 部隊等の長は、その保有する装備品等のうち主として供用することができないもの等について、教育訓練上特に教材としての区分換を必要とするものについては陸上自衛隊補給管理規則(陸上自衛隊達第71-5号(以下「補給管理規則」という。))により区分換の手続きをとるものとする。

2 基準表の変更により補給処へ後送された基本教材については、必要に応じ、陸上幕僚長が補給統制本部長に管理換を指示し、必要な部隊等に配分するものとする。

3 部隊等の長は、部隊等において使用しなくなった補助教材は、努めて補給管理規則により管理換の手続きをとり、必要な部隊等に配分するものとする。

(教材の整備及び不用決定)

第14条 教材の整備及び不用決定に関しては関係規則の定めるところによる。

2 基本教材の不用決定を行う場合は、陸上幕僚長の承認を得るものとする。

3 補助教材の不用決定を行う場合は、部隊等の長が計画するものとする。

第4章 教材の使用

(教材の活用)

第15条 教育訓練の担当者は絶えず教材の活用を図り、特に不必要な教材又は死蔵教材の排除に努めて教育訓練の成果を増大させるものとする。

(教材目録)

第16条 部隊等の長は、教材の活用及び教育訓練計画立案の便を図るため、教材目録を作成するものとする。

2 教材目録の様式は、部隊等の長が適宜定めるものとする。

3 教材目録は、絶えず最新の状態に維持するものとする。

第5章 雑則

(教材の研究開発等)

第17条 新規教材の研究開発に関する手続きは、研究開発に関する達（陸上自衛隊達第100-1号）によるものとする。

2 部隊等の長は、教育訓練成果を向上するため、絶えず教材の改善等を奨励指導するものとする。

3 教材の改善に係る提案に関する手続きは、装備改善提案に関する達（陸上自衛隊達第61-10号）によるものとする。

